

成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度においてご本人を支援してくれる人を「成年後見人（市民後見人）」等と呼びます。

市民後見人とは・・・

家庭裁判所から選任された市民（親族や専門職以外）が、成年後見制度の担い手として活動を行います。市民後見人は、所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身に付け、後見活動に取り組みます。



袖ヶ浦市成年後見制度研修会(第2回袖ヶ浦市市民後見人養成講座)受講内容

定 員：15名

応募資格：事前説明会を受け、次のすべての項目に該当する方

- (1) 袖ヶ浦市内在住又は在勤の方
- (2) 年齢18歳～概ね75歳
- (3) 原則として全ての講座を受講できる見込みのある方
- (4) 講座修了後、「市民後見そでがうら」に登録し、活動を希望する方
- (5) 基本的なパソコン操作（文字入力）が可能な方
- (6) 民法847条に規定する後見人の欠格事由に該当していない方

研修予定日

令和7年	9月	10日（水）24日（水）	成年後見制度を理解する
	10月	8日（水）	関係制度を理解する
	11月	6日（木）21日（金）	法律・対象者を理解する
	12月	10日（水）	市民後見人を理解する
	9～12月	[生活支援員養成研修会(県社協主催)]	関連事業を理解する
令和8年	1月	14日（水）28日（水）	対人援助等を理解する
令和7年12月～8年6月		2日間（2回）	実習研修・レポート作成



申込書

袖ヶ浦市成年後見制度講演会
袖ヶ浦市成年後見制度研修会事前説明会

ふりがな		性別	生年月日	昭和 年 月 日 平成 (満 歳)
氏 名		男・女		
住 所	〒	電 話		
参加希望日 ☑を入れてください	☐ 7月17日（木）講演会（13時20分～）と研修会事前説明会 ☐ 7月23日（水）研修会事前説明会（10時00分～）のみ ※研修会事前説明会は両日ともに同一内容となっております。			